

議第 111 号

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市飛騨小坂ふれあいの森の利用期間を撤廃し、通年利用を可能とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例（平成17年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（休館日）</u> 第9条 施設の休館日は、設けない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日設けることができる。	<u>（利用期間）</u> 第9条 施設の利用期間は、次のとおりとする。 （1） 4月1日から11月30日までとする。 （2） 期間中無休とする。 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日設けることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例要
綱

1. 改正理由

下呂市飛騨小坂ふれあいの森（以下「施設」といいます。）の利用期間を撤廃し、通
年利用を可能とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （１） 施設の休館日は設けないものとします。ただし、指定管理者は、必要に応じて、
市長の承認を得て休館日を設けることができることとします。

（条例第９条関係）

- （２） この条例は、令和７年４月１日から施行します。

（附則関係）